



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年6月10日火曜日 第617号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 理容師法による講習会の指定..... (業務衛生課) ... 459
- 美容師法による講習会の指定..... ( ) ... 459
- 保安林の指定施業要件の変更..... (森林整備課) ... 459

## 公 告

- 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 460
- 県立学校学習用端末の購入..... (会計課) ... 460

## 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 461
- 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( ) ... 461
- 政治団体の解散の届出..... ( ) ... 461
- 資金管理団体でなくなった旨の届出..... ( ) ... 461

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第601号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和7年6月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 2 主催者  
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 3 講習日  
令和7年10月20日、令和7年10月27日、令和7年11月17日の3日間
- 4 講習場所  
松山市南堀端町2番地3 JA愛媛  
リジェール松山
- 5 受講料  
20,000円

### ○愛媛県告示第602号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和7年6月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者

東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

- 3 講習日  
令和7年10月20日、令和7年10月27日、令和7年11月17日の3日間
- 4 講習場所  
松山市南堀端町2番地3 JA愛媛  
リジェール松山
- 5 受講料  
20,000円

### ○愛媛県告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年6月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松山市食場町乙10
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
食場町乙10（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和7年5月29日あったので公表する。

令和7年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2025年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2025年6月11日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
県立学校学習用端末の購入
  - (2) 購入物品名及び数量  
県立学校学習用端末 一式  
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
  - (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。
  - (4) 納入期限  
令和8年3月6日(金)
  - (5) 納入場所  
川之江高等学校ほか計66校(仕様書に詳細記載)
  - (6) 入札方法
    - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請

負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912-2156
- (2) 入札書の受領期限  
令和7年7月14日(月)午前9時から令和7年7月15日(火)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和7年7月15日(火)午前10時  
愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限：令和7年7月1日(火)午後5時
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立  
この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

- (8) その他
  - ア 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
  - イ 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - ウ 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: computers for public school students of Ehime prefecture
  - (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 15 July 2025
  - (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年6月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
山本さだひこ後援会	山本定海	山本定海	宇和島市吉田町東小路甲84-5	令和7年5月9日
神野きょうた後援会	神野恭多	加藤洋司	新居浜市大生院583-2	令和7年5月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和7年6月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いけだみえともっと大好きな街にする会	池田美恵	代表者	池田美恵	池田政彦	令和6年9月12日
井谷ゆきえ後援会	吉田克己	代表者	吉田克己	高須賀順子	令和6年10月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年6月10日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中村敬治後援会	小西勝茂	令和6年6月1日
山本さだひこ後援会	山本定彦	令和6年12月31日
福原良夫後援会	福原良夫	令和7年5月1日

神野きょうた後援会	神野恭多	令和7年5月28日
-----------	------	-----------

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年6月10日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
福原良夫	福原良夫後援会	令和7年5月1日